ACSES ニュースレター_２４４８号（2023 年 1 月 27 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇大阪市此花区の倉庫火災　爆発の情報も約７時間後に鎮圧　男性（２０代）ケガ〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・加湿器の事故〈製品評価技術基盤機構〉
・“だるだる”“もふもふ”衣服は着火の元！ ～毎年 100 人前後が死亡している「着衣着火」の注意点～〈製品評価技術基盤機構〉
・事故情報に基づく氷雪起因の太陽電池モジュール破損事故の分析結果〈製品評価技術基盤機構〉
◇事故、事件の続報
・日鉄を捜索、シアン流出で　水質汚濁防止法違反疑い　千葉海保〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「ボタン電池は捨てる前に絶縁しないと爆発の恐れあり」　ゴミ清掃員の注意喚起に「知らなかった」の声〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島、6号機の燃料搬出1年遅れ　保管先プールに汚れ〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・柏崎刈羽原発で火災報知器が誤作動　先日ぼやが起きたばかり《新潟》〈放送報道〉
・ウラン濃縮工場の再開延期　日本原燃、2月予定から数カ月〈Web報道〉
・「原発はグリーン」は不誠実　福島を忘れたのか〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[3] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（農林水産省告示第 135 号）〈官報〉
◇コロナ後遺症の処方薬、市販のかぜ薬も…深刻な“薬不足”に医療現場が悲鳴〈Web 報道〉
◇「緊急避妊薬」日本の扱いが世界から遅れている理由　DV やレイプから女性の体を守るには必要なのになぜ？〈Web 報道〉
[4] 廃棄物関係
◇特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第５号）〈官報〉
[5] 環境安全関係
◇(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[6] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

道種漬花（ミチタネツケバナ）

［開催案内］　２件　　［開催記録、報告、資料等］　２件
[8] 海外の化学物質管理情報
○国際：３件　　○欧州：11 件　　○米国：11 件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇その他：３件
[付録]
◇加湿器の事故<製品評価技術基盤機構>／加湿器でやけど事故。使い方と置き場所に注意<Web 報道>
◇“だるだる”“もふもふ”衣服は着火の元！ ～毎年 100 人前後が死亡している「着衣着火」の注意点～<製品評価技術基盤機構>／「数秒で体に火が…」5 年間で 492 人が死亡している「着衣着火」の恐ろしさとは？<Web 報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇大阪市此花区の倉庫火災　爆発の情報も約７時間後に鎮圧　男性（２０代）ケガ
＜日テレ NEWS　2023 年 1 月 26 日＞　https://news.ntv.co.jp/nnn/92zpo9zpm6tn25jcvs
https://news.yahoo.co.jp/articles/d7f45c47326ea627f498aca7e2b7cca7ecda4888

２５日午後、大阪市此花区の倉庫で火事があり、従業員とみられる男性が病院に搬送されました。

火事があったのは、大阪市此花区の「日本リサイクルセンター」此花事業所で、２５日午後４時すぎ、近くに住む女性から「隣の工場が燃えている」と消防に通報がありました。

警察と消防によりますと、消防車６０台以上が出動し、火は約７時間後にほぼ消し止められましたが、約１６００平方メートルが焼けたということです。

また、爆発があったとの情報もあり、倉庫の従業員とみられる２０代の男性が、全身にやけどを負い病院に搬送されました。

日本リサイクルセンターは、使用済みのリチウムイオン電池などからレアメタルを回収し再利用を行っているということで、警察と消防が、出火の原因を調べています。

◇その他の事故、事件

・加湿器の事故
＜製品評価技術基盤機構　2023 年 1 月 26 日＞
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2022fy/vol421_230124.html
加湿器の活躍する季節がやって来ました。空気の乾燥が進み、各地で乾燥注意報が発令されています。この時期欠かせない加湿器ですが、取り扱いを誤ると、高温の蒸気や内部のお湯により子どもがやけどを負ったり、手入れ不足が原因で機器内部に漏水したことによる火災が起こったりと事故に至るおそれがあります。今回は加湿器の事故をご紹介します。　　------>　*末尾［付録］*

・“だるだる”“もふもふ”衣服は着火の元！
～毎年 100 人前後が死亡している「着衣着火」の注意点～
＜製品評価技術基盤機構　2023 年 1 月 26 日＞
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2022fy/prs230126.html

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト））は、製品使用時における着衣着火※1 の事故リスクの低減を目指すため、事故原因や事故防止のためのポイント、発生時の対処法をお知らせいたします。

------> 末尾［付録］

・事故情報に基づく氷雪起因の太陽電池モジュール破損事故の分析結果
大雪の年はソーラーパネル等の破損事故が急増！
～過去４年間の被害は約 7.5 万世帯分の発電に相当～

＜製品評価技術基盤機構　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.nite.go.jp/gcet/tso/prs230126.html

独立行政法人製品評価技術基盤機構［NITE（ナイト）、理事長：長谷川 史彦、本所：東京都渋谷区西原］は、電気工作物（発電、変電、送電、配電又は電気の使用のために設置する工作物）に関する事故情報データベース(詳報公表システム)を用いて、2018 年度から 2021 年度までの事故分析を行いました。その結果、積雪量が多い時期に太陽光発電設備の事故が増加すること、分析を行った 4 年間の積雪に起因する破損被害は、住宅用ソーラーパネルの約 7.5 万世帯分の発電出力に相当することが明らかになりました。

積雪による太陽光発電設備の破損は、大雪が観測された年に急増しています。今年度は特に一部地域で大雪が発生していることから、分析結果を公表するとともに未然防止の対策をお知らせいたします。設置者の方々は巡視や除雪を行うなど、早い段階での対応をお願いいたします。

報道発表資料　　https://www.nite.go.jp/data/000142462.pdf

◇*事故、事件の続報*

・日鉄を捜索、シアン流出で　水質汚濁防止法違反疑い　千葉海保

＜時事ドットコム　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023012600569&g=eco

法定基準値を超える有毒物質シアンを流出するなどした疑いがあるとして、千葉海上保安部が水質汚濁防止法違反の疑いで、日本製鉄の東日本製鉄所君津地区（千葉県君津市）と本社（東京都千代田区）を 24～25 日に家宅捜索していたことが 26 日、同保安部などへの取材で分かった。

シアンの排出を故意に放置した可能性などを調べ、立件の可否を判断するとみられる。

同製鉄所では昨年 6 月、排水口からシアンが流出する問題が発覚。その後の日鉄の調査で、2017 年以降、基準値を超えるシアンを多数検出したのに県などに報告しなかったことも判明した。県は 22 年 8 月、同法に基づき、原因調査や再発防止策を求める行政処分をした。

家宅捜索について、日鉄は「強制捜査を受けたのは事実。当局の捜査に全面的に協力する」としている。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・「ボタン電池は捨てる前に絶縁しないと爆発の恐れあり」　ゴミ清掃員の注意喚起に「知らなかった」の声

＜ねとらば　2023 年 1 月 26 日＞　https://nlab.itmedia.co.jp/nl/articles/2301/26/news170_2.html

使い終わったボタン電池は捨てる前に絶縁を――。お笑い芸人とゴミ清掃員を兼業する、お笑いコンビ「マシンガンズ」の滝沢秀一さんによる注意喚起に注目が集まっています。絶縁しないと爆発の可能性が……！

滝沢さんは絶縁の手段として、電池の端子にテープを貼る方法を紹介しました。特に各家庭で電池用のゴミ箱を作っているケースについて、「電池が重ならないように」と注意しています。

電池の廃棄については、家電メーカーのパナソニックも公式サイトで注意喚起しています。ボタン電池に限らず、乾電池やモバイルバッテリーについても、電池の両極をセロハンテープやビニールテープで絶縁し、自治体の指示に従って捨ててほしいとのことです。

ツイートは「知らなかった」「さっそく実行します」と話題に。雑に扱ったばかりに火災が起きた事例も寄せられ、スレッドは“絶縁”の大事さを示すこととなりました。

滝沢さんは清掃員の経験を書いた書籍を多数執筆。直近ではエッセイ『このゴミは収集できません』(KADOKAWA)の文庫版が角川文庫で出版されています。

□*大災害、原発事故対策*

［福島原発事故］

・福島、6 号機の燃料搬出 1 年遅れ　保管先プールに汚れ

＜共同通信　2023 年 1 月 26 日＞　https://nordot.app/991301846648913920

東京電力は 26 日、福島第 1 原発 6 号機の使用済み核燃料プールに残る燃料取り出しの完了時期が、2023 年度末から 25 年度上期に、1 年程度遅れると発表した。取り出した燃料を保管する共用プールが汚れ、対応に時間がかかるため。

東電によると、別の建屋にある共用プールは、ほぼ満杯のため、燃料を空冷式の金属製容器に移し屋外で保管する。昨年 5 月ごろから作業を始めたが、これまで容器 3 基の全てで必要な気密性が確認できなかった。

調査の結果、容器のふたなどに、さびや炭酸カルシウムとみられる付着物が見つかった。今後は付着物を防ぐため、容器に入れる前に燃料を洗浄する。

[原子力施設全般]

・柏崎刈羽原発で火災報知器が誤作動　先日ぼやが起きたばかり《新潟》

＜テレビ新潟　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.teny.co.jp/nnn/news114b15t5joqk44elpv5.html

２６日未明、柏崎刈羽原発の構内で火災報知器が鳴る騒ぎがありました。

稲垣所長は会見で誤作動だったと陳謝し、原因を調べるとしています。

東京電力によりますと２６日午前３時５５分、柏崎刈羽原発の構内にある仮設の事務所で火災報知器が鳴る騒ぎがありました。現場を確認したところ誤作動だったということです。

２６日に開かれた会見で稲垣所長は…。

【柏崎刈羽原発　稲垣武之　所長】

「地域の皆様に非常にご心配をかけてしまうということについて十分認識しております」

その上で「誤報の原因を調査したうえでできる限り減らす努力をしていきたい」と述べました。

柏崎刈羽原発をめぐっては、今月１７日にも免震重要棟の会議室でノートパソコンなどを焼くぼやが起きています。

・ウラン濃縮工場の再開延期　日本原燃、2 月予定から数カ月

＜共同通信　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.47news.jp/8859398.html

日本原燃（青森県六ケ所村）は 26 日までに、今年 2 月に予定していたウラン濃縮工場の生産運転再開時期を数カ月延期すると発表した。安全対策の耐震工事が遅れているため、新たな時期は改めて示す。

増田尚宏社長が 25 日の記者会見で明らかにした。建屋高所の配管を支える構造物を設置する工事で、安全確保に必要な作業が増えるという。

濃縮工場は原料の天然ウランにわずかに含まれる核分裂しやすいウランの濃度を遠心分離機で高める施設。

・「原発はグリーン」は不誠実　福島を忘れたのか

＜毎日新聞　2023 年 1 月 26 日＞

https://mainichi.jp/premier/politics/articles/20230125/pol/00m/010/009000c

松久保肇・原子力資料情報室事務局長は毎日新聞政治プレミアの取材に応じた。

政府が GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議で、次世代原発の開発と建て替えの推進や既存原発の 60 年超の運転を認める方針を決めたことについて、「政府は原発新設を気候変動対策としての脱炭素と結びつけているが、原発新設は本当にグリーンなものなのか」と語った。

松久保氏は政府方針を議論した経済産業省の有識者会合「原子力小委員会」の委員も務める。

「この問題を考える時は発電所単体ではなく、エネルギー全体で二酸化炭素（CO2）排出量を減らせるかをみる必要がある。原発は計画から稼働まで 20 年程度かかるとされているが、20 年で稼働できるとはかぎらない。諸外国では建設期間が長期化しており、計画期間の 2 倍や 3 倍になっている場合も多い。予定通りに脱炭素が達成できる保証はない」と指摘。

「また、原発は建設までに時間がかかるため、新設までの間は石炭火力など既存の電源を廃止できない。結局は CO2 排出量が減らないことにつながる。一方で再生可能エネルギーは稼働までの時間は原発に比べると非常に

短い（太陽光は１年、陸上風力で４、５年）ため、短期間で CO2 排出量を減らせる」とも語った。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2023 年１月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9ds-kOWpt5vyvChY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年１月 26 日版）

＜厚生労働省　2023 年１月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zeMGqN2Rj6PKhNBY

[対策・予防]

◇省庁発表

・第 115 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和５年１月 25 日）を掲載しました

＜厚生労働省　2023 年１月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3fPNjFWV3ZjQxQBY

◇新型コロナの５類移行は５月８日　政府方針、27 日に正式決定

＜毎日新聞　2023 年１月 26 日＞　https://mainichi.jp/articles/20230126/k00/00m/010/257000c

政府は 26 日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを現在の「新型インフルエンザ等感染症」から季節性インフルエンザと同等の「5 類」にする移行日を、5 月 8 日とする方針を固めた。岸田文雄首相と加藤勝信厚生労働相ら関係閣僚が首相官邸で協議し、確認した。27 日に新型コロナ感染症対策本部を開き、正式決定する。

また全額公費で負担している治療や入院にかかる医療費については、治療薬の無料提供を続けるなど一定の公費負担は残し、過度な患者負担が生じないようにする。医療機関への支援や補助は、3 月初めごろまでに方針を決める。緩和する方針のマスク着用は屋内・屋外を問わず、個人の判断に委ねる。

移行日について政府は当初、年度が替わる 4 月 1 日を軸に検討していたが、自治体や医療機関が準備する期間を設ける必要があったほか、3 月下旬から 4 月にかけて統一地方選が予定されていることに配慮した。また、行政や医療機関の体制が手薄になる大型連休の合間の 5 月 1 日も避けた。政府は移行日の 1 カ月前に、感染状況などから、移行が可能か最終的に確認するという。

新型コロナ５類移行後の対応案

首相は 20 日、今春に新型コロナを 5 類にする方針を表明した。移行時期は「できるだけ早いタイミングで確認したい」と述べていた。23 日にあった厚労省の感染症部会で、移行について専門家から肯定的な意見が大勢を占めたことなどを踏まえ、具体的な移行日について検討を進めていた。同部会は 27 日も対策本部に先立ち開かれる予定で、5 類移行に向けた専門家の意見をとりまとめる見通し。

新型コロナ５類移行後の対応案

	現状	５類移行後
感染者	全数把握（簡略化）	定点把握
医療費	公費負担	自己負担ある可能性
入院勧告	できる	できない
医療機関	発熱外来など一部	制度上は制限なし
外出の自粛要請	できる	できない
ワクチン	無料	当面は無料継続
マスク	原則屋外不要 屋内着用	個人の判断に委ねる

◇療養期間が終わっても油断大敵? 遺伝学者がコロナ感染後に“ウイルス量”を解析すると…驚きの結果に
＜ABEMA TIMES　2023 年 1 月 26 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/08b07348439019fa02867c20bda46abf83bf393c

療養期間の短縮や感染法上の子類引き下げ検討など、新型コロナに対する緩和の動きが進んでいる。こうした中、体内のウイルス量を解析し、驚きのデータを公表した学者を取材した。

「原則として、この春に新型インフルエンザ等感染症から外し、5 類感染症とする方向で専門家に議論していただきたい」――20 日の会見で、新型コロナの感染法上の分類をことしの春に「5 類」に引き下げる検討を始めるよう、閣僚に指示した岸田総理。

医療費への公費負担を段階的に減らすことなどが検討される方向で、今後マスク着用の緩和やコロナ患者を受け入れる医療機関の拡大などについても議論される。

療養期間短縮

2022 年 9 月には、感染者の療養期間を 10 日から 7 日に短縮するなど緩和の動きが進む中、改めて検査の重要性を訴える人がいる。

「(新型コロナのウイルス量が) 減るかと思ったが、増えた。ちょっとびっくりした」(国立遺伝学研究所・川上浩一教授、以下同)

彼が行ったのは、体内のウイルス量と関連する Ct 値の解析だ。

川上教授は、去年 11 月に発熱。抗原検査の結果、「陽性」と診断された。症状自体は軽く、熱もすぐに下がったという。そんな中、川上教授は 7 日間の療養生活終了後も解析を続けた。

「(唾液を) 採り続けて、(自宅の) 冷蔵庫に放り込んでいた。要所要所で唾液のサンプルをとっていたので調べてやろうと思い、療養解除後、人がいない時間に研究室へ行って 1 人で PCR 検査をした」

川上教授の日々の「Ct 値」を数値化したグラフ。一般的に、ウイルス量が多いほど縦軸の「Ct 値」が低くなり、日本の PCR 検査では Ct 値が 40 未満で「陽性」と診断される。

薬の効果もあり、一時はウイルス量が減るものの、その後は増えたり減ったりを繰り返す毎日――。川上教授は「Ct 値が 30 以下の場合、周りの人に感染させるリスクがある」と推測している。

「(7 日目でも) Ct 値が 30 前後あったので、『7 日目でもまだこんなにあるんだ』と思ってびっくりした。結構長くいるものだなと。その後、1～2 週間を超えてもまだ (ウイルスが) いた」

厚生労働省は、新型コロナ発症の 2 日前から発症後 7～10 日程度を「他の人に感染させてしまう可能性がある期間」と位置づけ、不要不急の外出を控えるなど感染防止に努めるよう呼びかけている。

しかし、川上教授が行った解析では、最終的にウイルスが検出されなくなったのは“発症から 30 日目”のことだったと話す。

「ウイルスがきれいに出なくなる人もいれば、結構長く出す人もいる。それがコロナの一番やっかいなところ」

川上教授はこうした調査結果も踏まえ、改めて「検査の重要性と、人に移さない行動を心がけてほしい」と訴える。

「療養解除日に PCR 検査をして、ウイルスが残っている人はもうちょっと療養する。残っていなかったら、普通に活動するのが理想的。それができない以上は、7 日目ぐらいだとまだ (ウイルスが) 残っていて、人に移す可能性もある。しっかりマスクをしたり、距離をとったりして、人と接触しない・人に移さないように行動することが大事」

****

[3] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（農林水産省告示第 135 号）

［官報］　令和 5 年 1 月 27 日　本紙　第 905 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230127/20230127h00905/20230127h009050002f.html

〇農林水産省告示第 135 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八

十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和５年１月 27 日　　農林水産大臣　　野村　哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの（⑹から(128)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安令性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イから八までのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。 ⑴～(94)　（略） (95)　鶏大腸菌症生ワクチン（シード） (96)～(178)　（略）	動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの（⑹から(127)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安令性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イから八までのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。 ⑴～(94)　（略） （新設） (95)～(178)　（略）

◇コロナ後遺症の処方薬、市販のかぜ薬も…深刻な“薬不足”に医療現場が悲鳴
＜女性自身　2023 年１月 26 日＞　https://woman.excite.co.jp/article/lifestyle/rid_Jisin_2172133/

◇「緊急避妊薬」日本の扱いが世界から遅れている理由　DV やレイプから女性の体を守るには必要なのになぜ？
＜東洋経済 ONLINE　2023 年１月 26 日＞　https://toyokeizai.net/articles/-/647941

****

[4] *廃棄物関係*

◇特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第５号）

［官報］　令和５年１月 27 日　号外　第 18 号　17 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230127/20230127g00018/20230127g000180017f.html

〇経済産業省令第５号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年１月 27 日　　経済産業大臣　　西村　康稔

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
第一条　令和五年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><td>原子力発電環境整備機構の名称</td><td>単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額</td></tr>
<tr><td>原子力発電環境整備機構</td><td>残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり一億六千一万二千円</td></tr>
</table>
第二条　令和五年における法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><td>原子力発電環境整備機構の名称</td><td>単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額</td></tr>
<tr><td>原子力発電環境整備機構</td><td>第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり五千五万九千円</td></tr>
</table>
</td><td>
第一条　令和四年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><td>原子力発電環境整備機構の名称</td><td>単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額</td></tr>
<tr><td>原子力発電環境整備機構</td><td>残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり一億四千二百三十四万三千円</td></tr>
</table>
第二条　令和四年における法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。
<table>
<tr><td>原子力発電環境整備機構の名称</td><td>単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額</td></tr>
<tr><td>原子力発電環境整備機構</td><td>第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり四千六百八十八万二千円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[5] ***環境安全関係***

◇(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01081.html

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「システム監査基準（案)」及び「システム管理基準（案)」の意見公募手続（パブリックコメント）を開始しました

＜経済産業省　2023 年 1 月 26 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595223004&Mode=0

****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和４年度温室効果ガス排出量算定方法検討会の開催について　　1 月 31 日

＜環境省　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01097.html

（1）2023 年に提出する温室効果ガスインベントリの算定方法について

（2）その他

・蓄電池システムの安全性評価に関する NITE 講座（オンラインセミナー）受講者募集のお知らせ

1 月 30 日、オンライン

＜製品評価技術基盤機構　2023 年 1 月 26 日＞

https://www.nite.go.jp/gcet/nlab/nite-kouza_2022_nlab_00001.html

対象者：企業などで蓄電池及び定置用蓄電池システム関連の業務に携わっている方、今後携わる予定がある方

リチウムイオン電池の基礎知識

蓄電池システムの事故事例と安全国際標準 IEC 62933-5-2 の概要

NLAB にて実施可能な試験

NLAB の技術開発試験（物性チーム）

NLAB の技術開発試験（電気チーム）

[開催記録、報告、資料等]

・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第８回）（厚生科学審議会 再生医療等評価部会 遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会 1111 回））　資料

1 月 26 日

＜厚生労働省　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=IcV-6FGEtMx92PyzY

１.「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」一部改正案　（概要）に対するパブリック・コメント結果について

２.「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」一部改正　（案）について

３．遺伝子治療等臨床研究に関する指針（案）について

・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第８回）（厚生科学審議会 科学技術部会 医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第８回））　資料　　1 月 26 日

＜厚生労働省　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9xOoPodSYhqrDi1lY

１.「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」一部改正案　（概要）に対するパブリック・コメント結果について

２.「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」一部改正　（案）について

３．遺伝子治療等臨床研究に関する指針（案）について

****

[8] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 617 号　2023 年 1 月 25 日　から＞

〇国際

・Section 4: Health Effects

＜協力開発機構(OECD) ＞　https://www.oecd.org/env/ehs/testing/section4-health-effects.htm

化学物質の人健康への影響に関する 1 件の試験ガイドライン案が掲載された。意見募集は 2023/02/28 まで。

〇Draft Updated Performance Standards for in vitro reconstructed human cornea-like epithelium (RHCE) Test Methods for eye hazard identification.

・Webinar Series on Testing and Assessment Methodologies

＜協力開発機構(OECD) ＞

https://www.oecd.org/env/ehs/testing/webinars-on-testing-and-assessment-methodologies.htm

ナノ材料の粒子サイズおよびサイズ分布を測定するための試験ガイドライン No.125 についてのウェビナーが開催される。開催日は 2023/02/07。発表についてニュースが掲載された。

・世界気象機関、オゾン層の順調な回復を報告（発表日：2023.01.09）

＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=34984

〇欧州

・Waste shipments: MEPs push for tighter EU rules

＜欧州議会（European Parliament）　2023 年 1 月 17 日＞
https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20230113IPR66627/waste-shipments-meps-push-for-tighter-eu-rules
廃棄物輸送に関して EU 規則の強化についてのニュースが掲載された。
・New approach methodologies workshop: Towards an animal free regulatory system for industrial chemicals
＜欧州委員会(EC)＞
https://www.echa.europa.eu/web/guest/events#new-approach-methodologies-workshop-towards-an-animal-free-regulatory-system-for-industrial-chemicals
標記のとおり、新しいアプローチ方法論（NAMs）に関するワークショップの開催について掲載された。開催日は 2023/05/01～06/01。申込みは 2023/02/28 まで。
・New EU environmental norms to make chemical and textile industry plants greener
＜欧州委員会(EC)　2023 年 1 月 13 日＞
https://joint-research-centre.ec.europa.eu/jrc-news/new-eu-environmental-norms-make-chemical-and-textile-industry-plants-greener-2023-01-13_en
化学工場と繊維産業工場の環境への影響削減のため、新しい法的基準に準拠する必要がある旨のニュースが掲載された。
・COMMISSION DELEGATED DIRECTIVE (EU) .../… amending Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for lead as a thermal stabilizer in polyvinyl chloride used as base material in sensors used in in-vitro diagnostic medical devices
＜欧州委員会(EC)　2023 年 1 月 16 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AAres%282023%29324550&qid=1673918486116
RoHS 指令におけるポリ塩化ビニル(PVC)中の鉛の免除について意見募集が開始された。期限は 2023/02/13 まで。
〇意見募集案内
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13594-Electrical-equipment-lead-in-polyvinyl-chloride-for-sensors-used-in-diagnostic-medical-devices-RoHS-exemption-en
〇WTO/TBT 通報
https://epingalert.org/en/Search/Index?distributionDateFrom=2023-01-16&distributionDateTo=2023-01-17&viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F946
・SCHEER - Final Opinion on "Draft Environmental Quality Standards for Priority Substances under the Water Framework Directive" - Triclosan
＜欧州委員会(EC)　2023 年 1 月 17 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-final-opinion-draft-environmental-quality-standards-priority-substances-under-water-framework-2023-01-17_en
Triclosan の水枠組み指令に基づく環境品質基準案に関して、SCHEER (Scientific Committee on health, Environmental and Emerging) による最終意見が掲載された。
・SCHEER - Final Opinion on "Draft Environmental Quality Standards for Priority Substances under the Water Framework Directive" - HBCDD
＜欧州委員会(EC)　2023 年 1 月 17 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-final-opinion-draft-environmental-quality-standards-priority-substances-under-water-framework-2023-01-17-0_en
HBCDD (Hexabromocyclododecane) の水枠組み指令に基づく環境品質基準案に関して、SCHEER による最終意見が掲載された。
・SCHEER - Minutes of the WG on Draft Environmental Quality Standards for the Water Framework Directive Priority Substances & groundwater quality standards of 09/01/2023
＜欧州委員会(EC)　2023 年 1 月 17 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-minutes-wg-draft-environmental-quality-standards-water-framework-directive-priority-2023-01-17_en

水枠組み指令に基づく優先物質の環境品質基準案に関して、1 月 9 日に開催された SCHEER 作業部会の議事録が掲載された。

・ECHA adds nine hazardous chemicals to Candidate List

＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 1 月 16 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/echa-adds-nine-hazardous-chemicals-to-candidate-list

REACH 規則の高懸念物質（SVHC)候補リストに 9 つの有害化学物質群が追加された旨のニュースが掲載された。

・Updated SCIP Candidate List package available

＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 1 月 17 日＞

https://echa.europa.eu/-/updated-scip-candidate-list-package-available-2

高懸念物質（SVHC）候補が追加されたことから、SCIP 通知のための新しい候補物質パッケージが更新された。

・ECHA Weekly - 18 January 2023

＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 1 月 18 日＞

https://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-251

＜REACH＞

〇ECHA to assess risks to children from PAHs in granules and mulches

遊戯場などの顆粒やマルチ中に含まれる多環式芳香族炭化水素（PAH）による子供へのリスク評価について

〇Committees’ opinions on a restriction proposal available 2,4-dinitrotoluene に対する RAC および SEAC の統合意見について

＜CLP>

〇New intentions and proposals to harmonise classification and labelling

新たな 2 物質の提案意図と 8 物質の提案書提出について

＜Nanopinions＞

〇Nanopinion: European nanomaterial market expect to grow - new barriers emerging

最近の Nanopinion ゲストコラムについて

・ECETOC announces launch of new activities in 2023

＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2023 年 1 月 17 日>

https://www.ecetoc.org/news/new-activities-2023/

標記のニュースが掲載された。

〇米国

・New Source Performance Standards Review for Secondary Lead Smelters; Extension of Comment Period

https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/17/2023-00669/new-source-performance-standards-review-for-secondary-lead-smelters-extension-of-comment-period

鉛二次精錬所の基準に関する意見募集期間の延長について官報公示された。意見募集は 2023/02/01 まで延長。

〇WTO/TBT 通報　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1947%2FAdd.1

・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for December 2022

＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 1 月 18 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/18/2023-00859/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-december-2022

TSCA に基づき 2022/12/01～2022/12/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)が官報公示された。意見募集は 2023/02/17 まで。

・Revised Definition of “Waters of the United States”

＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 1 月 18 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/18/2022-28595/revised-definition-of-waters-of-the-united-states

水質浄化法（CWA）における標記の定義の改正について官報公示された。発効日は 2023/03/20。

・Hazardous Waste Electronic Manifest System (“e-Manifest”) Advisory Board; Notice of Public Meeting
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 1 月 18 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/18/2023-00870/hazardous-waste-electronic-manifest-system-e-manifest-advisory-board-notice-of-public-meeting
標記のバーチャル会合の開催について官報公示された。開催日は 2023/02/28～2023/03/02。意見募集は 2023/02/21 まで。

・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for December 2022
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 1 月 18 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/18/2023-00859/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-december-2022
TSCA に基づき 2022/12/01～2022/12/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)が官報公示された。意見募集は 2023/02/17 まで。

・EPA Proposes to Add Environmental Justice, Climate Change, and PFAS to National Enforcement and Compliance Initiatives for FY 2024-2027
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 1 月 19 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-add-environmental-justice-climate-change-and-pfas-national-enforcement
標記のイニシアチブの提案についてニュースが掲載された。意見募集は 2023/03/13 まで。

・Recent Postings of Broadly Applicable Alternative Test Methods
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 1 月 19 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/19/2023-01004/recent-postings-of-broadly-applicable-alternative-test-methods
代替試験方法の掲載について官報公示された。

・Agency Information Collection Activities; Submission to the Office of Management and Budget for Review and Approval; Comment Request; Prevention of Significant Deterioration and Nonattainment New Source Review (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 1 月 19 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/19/2023-00969/agency-information-collection-activities-submission-to-the-office-of-management-and-budget-for
大気汚染の発生源等に関わる、標記の情報収集要求の更新案に関する追加の意見募集について官報公示された。期間は 2023/02/21 まで。

・Availability of New Approach Methodologies in the Endocrine Disruptor Screening Program; Notice of Availability and Opportunity for Comment
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 1 月 19 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/19/2023-00940/availability-of-new-approach-methodologies-in-the-endocrine-disruptor-screening-program-notice-of
標記の内分泌かく乱物質のスクリーニングログラム（EDSP）における新しいアプローチ方法論（NAMs）について官報公示された。意見募集は 2023/03/20 まで。

・EPA Announces Plans for Wastewater Regulations and Studies, Including Limits for PFAS, New Study for Nutrients
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 1 月 19 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-plans-wastewater-regulations-and-studies-including-limits-pfas-new-study
PFAS の制限等を含む廃水ガイドラインプログラム計画 15　(Effluent Guidelines Program Plan 15) の発表についてニュースが掲載された。

・アメリカ環境保護庁、PFAS の発生源に関する情報提供ツールを公開（発表日：2023.01.05）

＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=34981
****
[9] *その他*
◇*インフルエンザ、感染症関係*
・サル痘の患者の発生について
＜厚生労働省　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_dM2mO2hv5P6syBY

・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、静岡県浜松市（野鳥国内 175 例目））
＜環境省　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00092.html
・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、富山県富山市（野鳥国内 174 例目））
＜環境省　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00091.html
---
◇*その他*
・理工系学部拡充に最大 20 億円　文科省、公私立大の再編支援
＜共同通信　2023 年 1 月 25 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/665b10ce970b3f163e24c39a783605f634ae5f56
　文部科学省は 25 日、既存学部を再編して理工系学部を新設・拡充する公私立大への財政支援に向けた約 3 千億円の基金の活用計画を中教審分科会に示した。1 校当たり最大 20 億円を助成し、対象は約 250 校を想定している。近く申請受け付けを始め、2032 年度まで応募可能とする。
　文科省によると、理工系学部拡充は、政府が目指すデジタルや脱炭素といった分野の人材育成が目的。施設建設や設備導入の初期投資を後押しするため、学部新設の検討段階から施設が完成するまで最長 10 年間、総額数億～20 億円の助成とする。

・女子大初の工学部があえて専攻コースを設けない理由
＜CHANTO WEB　2023 年 1 月 26 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/3a33aa3b612f400d9f5e50bb923440a283aa5dee?page=1
2022 年度に日本の女子大学として初めて工学部を設立した奈良女子大学。先駆者として整えた学習環境は、柔軟なカリキュラムやコーチング制度などかつての工学部とは一線を画します。「工学は未来を創造する学問」と話す同大学工学部長の藤田盟児さんに、同学部の学びのあり方についてうかがいました。

・医学生は20年前に比べ勉強内容が倍以上に　真面目にやっていない学生は実技試験で珍回答も
＜AERAdot.　2023 年 1 月 27 日＞　https://dot.asahi.com/dot/2023012300046.html
****
[付録]
◇加湿器の事故　　*上記［1］関係*
＜製品評価技術基盤機構　2023 年 1 月 27 日＞
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2022fy/vol421_230124.html
加湿器の活躍する季節がやって来ました。空気の乾燥が進み、各地で乾燥注意報が発令されています。この時期欠かせない加湿器ですが、取り扱いを誤ると、高温の蒸気や内部のお湯により子どもがやけどを負ったり、手入れ不足が原因で機器内部に漏水したことによる火災が起こったりと事故に至るおそれがあります。今回は加湿器の事故をご紹介します。
加湿器の事故
〇高温の蒸気に触れたやけどの事故
「対象となる加湿方式：スチーム式」
【事例 1】
　スチーム式加湿機能付き空気清浄機を使用中、幼児（１歳）が蒸気口で、左手に植皮手術を要する重度のやけ

どを負った。

→保護者がスチーム式加湿機能付き空気清浄機を乳児の手の届くところに設置していたため、目を離した際に乳児が蒸気吹出口に触れてしまい、やけどを負ったものと考えられます。なお、取扱説明書及び本体の蒸気吹出口付近には、「蒸気口に手や顔を近づけない、やけどのおそれがある。幼児の手の届く範囲では使用しない。」旨、記載されています。

○こぼれたお湯がかかったやけどの事故

「対象となる加湿方式：スチーム式、ハイブリッドタイプ（※)」

※ハイブリッドタイプ＝スチーム式＋超音波式)

【事例 2】

使用中のスチーム式加湿器が倒れ、幼児（１歳）がこぼれたお湯で左足に II 度のやけどを負った。

→加湿器を乳児の手の届くところで使用していたため、幼児が加湿器を転倒させ熱湯が流出してやけどしたものと考えられます。なお、取扱説明書、本体注意ラベル及び同梱のチラシには「転倒すると熱湯がこぼれてやけどする恐れがあるため、幼児の近くや不安定な場所で使わない。」旨、警告表示されています。

○湯が吹きこぼれてやけどの事故

「対象となる加湿方式：スチーム式、ハイブリッドタイプ」

【事例 3】

使用中の加湿器から異音がしたため、製品のふたを開けたところ、お湯が飛び出して右足にかかり、II 度のやけどを負った。

→加湿器に満水ラインを超えて水を入れていたことに加え、水道水以外の成分（非イオン界面活性剤）が入っていたため、ふたを開けた際にお湯が吹きこぼれたものと考えられます。なお、本体には、「満水ラインより上に水を入れない、水道水以外のものを入れない。ふきこぼれてやけどの原因になる。」旨、表示されています。

○堆積した水あかによる漏水で発火した事故

「対象となる加湿方式：スチーム式、超音波式、ハイブリッドタイプ」

【事例 4】

スチーム式加湿器を使用中、加湿器が焼損する火災が発生した。

→使用者の手入れ不足により加熱槽に多量の水あかが堆積したことで、加熱槽とパッキンの間に隙間が生じて漏水し、内部のヒーター線が腐食して異常発熱し出火に至ったものと考えられます。なお、取扱説明書には、「加熱槽の手入れはこまめに行う。加熱槽に水あかが付着したまま使い続けると故障の原因になる。」旨、記載されています。

○お手入れで浸水して発火した事故

「対象となる加湿方式：スチーム式、超音波式、ハイブリッドタイプ」

【事例 5】

超音波式加湿器の電源を入れたところ、加湿器を焼損する火災が発生した。

→使用者が加湿器の送風口に水をかけるなど本体ごと洗浄したため、電源基板に浸水してショートし、発火に至ったものと考えられます。なお、取扱説明書には、「当該製品を水に浸したり、丸洗いしない。底部の電気部に水が入ると、ショートや故障の原因になる。」旨、記載されています。

～～～

すが、蒸気は高温であり、蒸気吹出口に触れると、やけどを負うおそれがあります。保護者の方は熱い蒸気が吹き出る加湿器に子どもを近づけないよう注意してください。加湿器の周囲に柵を設置するなどして立ち入れないようにするのは有効な対策です。

○製品の転倒による湯こぼれに気をつける

スチーム式や一部のハイブリッド式の加湿器はヒーターで水を加熱しているため、製品内部にお湯が貯まっており、製品の転倒によってお湯がこぼれ出て、やけどを負うおそれがあります。やけどの事故を防ぐためには、子どもを製品に近づけないことが大切です。手の届かないところに設置する場合でも、電源コードが引っかかったり、子どもが引っ張ったりして製品が転倒するおそれもあるため、電源コードの取り回しに注意が必要です。また、ぐらつきのある台、傾斜のある所、毛足の長い絨毯の上など、不安定な場所に製品を置かないで下さい。

○給水タンクには水道水を入れ、指定以外の薬剤などは入れない。満水ラインを超えない

加湿器の給水タンクには、水道水を入れてください。製品によっては水道水にアロマオイル等の他の液体や薬剤を加えて使用できる場合もありますが、指示された液体や薬剤以外のものは入れないでください。(多くの製品がアロマオイル等の使用を禁止していますので、必ず取扱説明書を確認してください。) 水が過度に泡立ったり、蒸気経路が詰まったりすることでお湯が吹き出し、やけどのおそれがあります。また、満水ラインの指示がある場合、満水ラインを超えて水を入れると中身が溢れる原因となります。

○定期的にお手入れを行う。機器本体の丸洗いはしない

内部に水あかが過度に堆積したことで、パッキンに水あかが浸入してできた隙間から機器内部で漏水したり、温度センサーや給水センサーに水あかが固着して正しく働かなくなったりすることで事故につながることがあります。毎日、水を交換し、定期的にお手入れを行ってください。お手入れは、電源プラグを抜いた状態で行い、送風口や機器内部、マグネットプラグやUSB端子などの電源接続部に水がかからないように気をつけてください。お手入れの詳細は取扱説明書を確認してください。

○電源コードを引っ張らない、折り曲げない、きつく巻き付けない

電源プラグをコンセントに差し込んだまま製品を移動したり、机の足で踏んだりするなど、電源プラグや電源コードに過度に力が加わるような使い方はしないでください。また、電源プラグを抜く際はプラグを持って抜いてください。同様に、保管時に電源コードを本体にきつく巻き付けないでください。いずれの場合も電源コードに大きな力が加わり、変形や断線などした部分から発火するおそれがあります。

■その他の加湿器の事故の事故情報も併せてご参照ください。(映像資料)

(1)加湿器「1.加湿器の蒸気で子どもがやけど」

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/1612.html

(注意喚起ミニポスター)

(1)加湿器の蒸気と湯に注意

https://www.nite.go.jp/data/000131935.pdf

■その他の事故事例は、「事故情報の検索」で「加湿器」等をキーワードに検索していただけます。

https://www.nite.go.jp/jiko/jiko-db/accident/search/

・加湿器でやけど事故。使い方と置き場所に注意

＜Impress Watch　2023年1月26日＞　https://kaden.watch.impress.co.jp/docs/news/1472824.html

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)は、加湿器を使用する機会が多いこの時期に、加湿器を正しく使うよう注意喚起している。

■ 代表的な4つの事故事例と注意ポイント

高温の蒸気に触れたやけどの事故

スチーム式加湿機能付き空気清浄機を使用中、幼児(1歳)が蒸気口で、左手に植皮手術を要する重度のやけどを負った事故が発生している。

保護者がスチーム式加湿機能付き空気清浄機を幼児の手の届くところに設置していたため、目を離した際に幼児が蒸気吹出口に触れてしまい、やけどを負ったものと考えられるとする。なお、取扱説明書及び本体の蒸気吹出

口付近には、「蒸気口に手や顔を近づけない、やけどのおそれがある。幼児の手の届く範囲では使用しない」旨、記載されているという。
NITE は、「スチーム式、超音波式、気化式、各方式を複合させたハイブリッドタイプと、様々な加湿方式の加湿器が販売されています。中でも、水をヒーターで加熱する仕組みをもつタイプは、高温の蒸気が生じたり、中に熱いお湯が貯まっていたりするため、やけどのおそれがあると考えられます。お持ちの製品がどのタイプか、取説説明書や本体表示を確認してください」とし、熱いお湯や蒸気を使う製品を使用する際は注意するよう呼びかけている。
また、「子どもは目につくもの、手が届くもの、興味を引くものをすぐに触ろうとします。蒸気吹出口から吹き出す蒸気は子どもの興味を引く部分ですが、蒸気は高温であり、蒸気吹出口に触れると、やけどを負うおそれがあります。保護者の方は熱い蒸気が吹き出る加湿器に子どもを近づけないよう注意してください」としており、有効な対策として加湿器の周囲に柵を設置するなどして立ち入れないようにすることを案内している。

こぼれたお湯がかかったやけどの事故

使用中のスチーム式加湿器が倒れ、幼児(1 歳)がこぼれたお湯で左足に II 度のやけどを負った事故が発生。加湿器を幼児の手の届くところで使用していたため、幼児が加湿器を転倒させ熱湯が流出してやけどしたものと考えられるという。
NITE は、「スチーム式や一部のハイブリッド式の加湿器はヒーターで水を加熱しているため、製品内部にお湯が貯まっており、製品の転倒によってお湯がこぼれ出て、やけどを負うおそれがあります」とし、やけどの事故を防ぐためには、子供を製品に近づけないことが大切だと説明している。
また、手の届かないところに設置する場合でも、電源コードが引っかかったり、子供が引っ張ったりして製品が転倒するおそれもあるため、「電源コードの取り回しに注意が必要です。また、ぐらつきのある台、傾斜のある所、毛足の長い絨毯の上など、不安定な場所に製品を置かないで下さい」と呼びかけている。

湯が吹きこぼれてやけどの事故

使用中の加湿器から異音がしたため、製品のふたを開けたところ、お湯が飛び出して右足にかかり、II 度のやけどを負った事故が発生した。
NITE は、加湿器に満水ラインを超えて水を入れていたことに加え、水道水以外の成分(非イオン界面活性剤)が入っていたため、ふたを開けた際にお湯が吹きこぼれたものと考えられるとし、対策として「加湿器の給水タンクには、水道水を入れる」「製品によっては水道水にアロマオイル等の他の液体や薬剤を加えて使用できる場合もあるが、指示された液体や薬剤以外のものは入れない」ことを伝えている。特に、多くの製品がアロマオイル等の使用を禁止しているため、必ず取扱説明書を確認するよう促している。
水が過度に泡立ったり、蒸気経路が詰まったりすることでお湯が吹き出し、やけどのおそれがあるほか、満水ラインの指示がある場合、満水ラインを超えて水を入れると中身が溢れる原因となるため、確認する必要があるとする。

堆積した水アカによる漏水で発火

スチーム式加湿器を使用中、加湿器が焼損する火災が発生。これは、使用者の手入れ不足により加熱槽に多量の水アカが堆積したことで、加熱槽とパッキンの間に隙間が生じて漏水。内部のヒーター線が腐食して異常発熱し出火に至ったものと考えられるという。
このほか、超音波式加湿器の電源を入れたところ、加湿器を焼損する火災が報告されている。これは、使用者が加湿器の送風口に水をかけるなど本体ごと洗浄したため、電源基板に浸水してショートし、発火に至ったものと考えられる。
これらの事故を起こさないため、NITE は、定期的な手入れを呼びかけている。内部に水アカが過度に堆積したことで、パッキンに水アカが浸入してできた隙間から機器内部で漏水したり、温度センサーや給水センサーに水アカが固着して正しく働かなくなったりすることで事故につながるため、毎日、水を交換し、定期的に手入れを行なうことを案内している。
また、手入れは、電源プラグを抜いた状態で行ない、送風口や機器内部、マグネットプラグや USB 端子などの電源接続部に水がかからないように気をつけるよう呼びかけている。
電源コードに大きな力が加わり、変形や断線などした部分から発火するおそれがあるため、コードの取り扱いに

ついても注意が必要だという。「電源プラグをコンセントに差し込んだまま製品を移動したり、机の脚で踏んだりするなど、電源プラグや電源コードに過度に力が加わるような使い方はしない」「電源プラグを抜く際はプラグを持って抜く」「同様に、保管時に電源コードを本体にきつく巻き付けない」などの注意点を挙げている。
これからの季節、加湿器を使用する機会は多いだろう。上記の事例や注意点を頭に浮かべ、十分に注意しながら加湿器を使いたい。

上記［1］関係

◇“だるだる”“もふもふ”衣服は着火の元！
～毎年 100 人前後が死亡している「着衣着火」の注意点～

＜製品評価技術基盤機構　2023 年 1 月 26 日＞
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2022fy/prs230126.html

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト））は、製品使用時における着衣着火※1 の事故リスクの低減を目指すため、事故原因や事故防止のためのポイント、発生時の対処法をお知らせいたします。
「着衣着火」は、ガスこんろのように炎が出る機器だけでなく、電気ストーブ等の炎が出ない熱源を持つ機器に衣服が接触したりすることでも発生する可能性があり、やけどや火災、死亡事故が多く発生しています。特に冬場は、卓上こんろや暖房器具を使う機会が増えることに加え、厚着によって着火に気付きにくくなるため一層の注意が必要です。

■事故原因及び被害者の傾向

消防庁のデータ※2 によると、着衣着火による死者は過去 5 年間（2017 年～2021 年）で 492 人となっており、毎年 100 人前後の方が亡くなっています。
NITE にも、2017 年度から 2021 年度までの 5 年間に 20 件の事故が通知されています※3。製品別にみるとガスこんろの事故が最も多く発生しています。また、事故の原因として消費者の誤使用や不注意等による事故が 8 割を占めています（原因不明及び調査中を除く。）。さらに、事故は高齢者の割合が高く、死亡事故はすべて 70 歳以上の方が被害に遭っています。

■事故を防ぐためのポイント

○ ガスこんろや電気ストーブ等を使用する際は、衣服と炎や熱源との距離を意識し、近づき過ぎない。
○ 火を扱う際は、裾や袖が広がった“だるだる”“もふもふ”の衣服や紐付きの衣服などを避ける。

■着衣着火が発生した際の対処方法

○ 直ちに水や消火器で消火を行う、周囲の人に助けを求める（すぐに服が脱げる場合は脱ぐ。）。
○ストップ、ドロップ＆ロール（止まって、倒れて、転がって）を行う。

（※1）本資料では、ガスこんろなどの炎や電気ストーブなどの熱源により衣服が燃える/焦げることを「着衣着火」としています。
（※2）出典：総務省消防庁ホームページ　消防統計（火災統計）
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/statistics/）
（※3）消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含みます。

発表資料
（ポスター）着衣着火の注意点
https://www.nite.go.jp/data/000142513.pdf

映像資料
ガスこんろ「7.着衣着火」
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/03120101.html
ガスこんろ「8.近くに置いた可燃物に着火
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/03270101.html
ライター「1.ライターの残火（ざんび）」
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/03090101.html
スプレー「2.冷却スプレー使用後、シャツに着火」

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/03250104.html
消毒液「1.使用後に火気に近づいて引火」
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/2020082703.html

・「数秒で体に火が…」5年間で492人が死亡している「着衣着火」の恐ろしさとは？
＜BuzzFeedJAPAN　2023年1月26日＞　https://www.buzzfeed.com/jp/keitaaimoto/chakui-chakka
この5年間で492人が命を落とした危険な火災がある。「着衣着火」だ。着ている服に火が引火し、体に燃え移る火災のことで、毎年100人近くが亡くなっている。特に冬場はキッチンで調理している際に巻き込まれる危険性がある。ちょっとした油断が命取りとなる着衣着火の恐ろしさとは。もし、着火してしまった場合の対処法は。
毎年100人前後が死亡
NITE（製品評価技術基盤機構）が総務省消防庁のデータをもとにまとめたデータによると、着衣着火の死者数は2017～21年で計492人にのぼった。
毎年100人前後（88～111人）が死亡しており、被害者の9割近くは65歳以上の高齢者だった。
着衣着火の要因で最も多かったのは

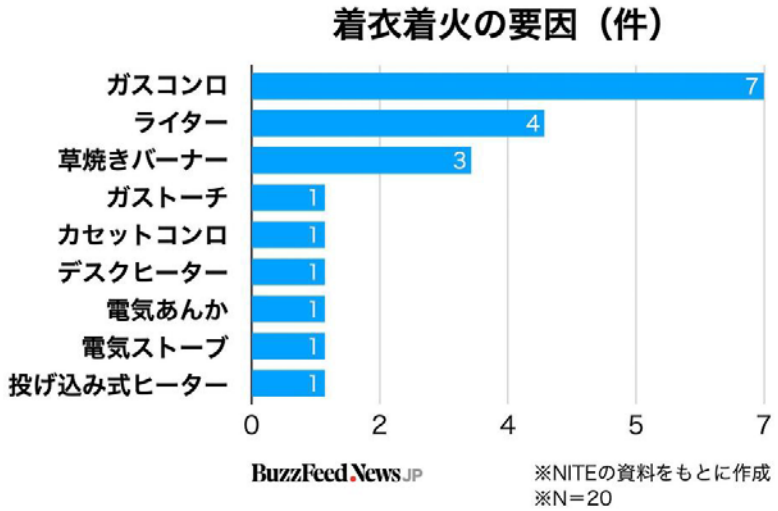

NITEに通知があった着衣着火の火災件数は、17～21年で計20件。
命を落としたり、重いやけどを負ったりするケースが多く、20件のうち死亡が6件、重傷が5件。
また、20件のうち、着衣着火が起きた要因として最も多かったのは「ガスコンロ」の7件で、死者と重傷者がいずれも2人いた。
ついで「ライター」が4件、「草焼きバーナー」が3件だった。
火災の原因は「消費者の誤使用・不注意」が最多の9件だった。
ガスコンロを使用中、電気ストーブを背に
NITEに寄せられた火災の被害は次のとおりだ。
「2019年11月、北海道で80歳以上の女性がガスコンロを使用中、着衣に着火して死亡した」
「2017年11月、東京都で70歳代の男性が電気ストーブを背にして暖をとっていたところ、着衣に着火してやけどを負った。電気ストーブに接触したか、衣服が加熱して発火した可能性がある」
「2017年10月、静岡県で50歳代の男性が使用したライターを衣服のポケットに入れたところ、衣服が燃えて重傷やけどを負った。ライターのノズル付近に異物が付着し、ノズルが戻らなくなって残火があったとみられる」
「2020年11月、兵庫県で80歳以上の男性が草焼きバーナーにから出た火が衣服に移り、死亡した。草焼きバーナーのホースに亀裂があり、灯油が漏れており、漏れ出た灯油に火口の炎が引火し、男性に燃え移ったと推定される」
「モフモフ」「ダルダル」の服に要注意
特に冬場はガスコンロに注意が必要だ。
寒い時期は、毛先が長い「モフモフ」の服や、裾や袖が広がっている「ダルダル」の服を着る人が多い。

そのような服装で調理をすると、コンロの奥に置かれた物をとろうとした際など、服に引火する危険性があるという。
実際、NITE が公開した実験動画では、数秒でコンロの火が服に燃え移り、体に燃え広がっていく様子が映し出されていた。
NITE は、調理をする際にそのような服を着ないか、エプロンやアームカバーをすることを勧めている。
万が一、衣服に火が燃え移ったら
では、万が一、衣服に火が燃え移った場合はどうすればいいのだろうか。
近くに水場や消化器がある場合は、水をかけるなどして消化し、衣服を素早く脱ぐ必要がある。
このほか、火を消すには「ストップ、ドロップ&ロール」という方法がある。
「止まって、倒れて転がる」という意味で、体と地面の間にできるだけ隙間がないように倒れ込み、燃えているところを地面に押し付けるようにしながら左右に転がる。
この際、両手で顔を覆うと、やけどを防ぐことができる。
一方、パニックになって走ると、風で酸素が取り込まれ、火の勢いが大きくなる可能性がある。ストップという言葉が用いられているのはそのためだ。
1 月 26 日に会見した NITE の担当者は「冬はガスコンロや暖房器具を使う機会が増える。さらに厚着をすると着火に気づきにくくなるため注意が必要だ。自分自身は火に近付いていない感覚でも引火する危険性がある」と話した。

********** 以上 **********